別紙１－１　諸元表（共通）令和８(2026)年９月９日変更

共通																																								
室名	基本的な性能											建築					電気設備													機械設備										
	面積目安	天井高目安	耐火	防犯	監視カメラ	湿度管理	重要文化財対応	音環境（公開のみ）	飲食（公開のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度lx	照明演色性Ra	発電回路の割合（照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送音量調節	TV	インターホントイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調（上：温度）（下：湿度）	冬季空調（上：温度）（下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	㎡程度	m以上	Ⅰ防火兼Ⅱ10分間対応兼Ⅲ2時間耐火兼	Ⅰ誰でも入れるⅡ職員のみ立ち入れる職員のみ	○設置	Ⅰ執務室Ⅱ収蔵庫Ⅲ収蔵庫	「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱」に定める文化財に関する公開に支障を及ぼすことの無いよう、適切な温湿度管理に努めること。	Ⅰ聞こえい許容Ⅱ他区画静穏	Ⅰ可Ⅱ要付飲料のみ可Ⅲ不可					建築構造設計基準の資料（令和2年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課（各L１機器荷重）による区分	○…鍵なしレバー設置Ⅰ…一般利用可Ⅱ…職員のみ Ⅲ…限られた職員のみ																											
【来館者エリア】																																								
基本的機能																																								
出入口及び風除室	適宜	適宜	－	Ⅰ	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ		・駐車場や駐輪場等を踏まえた来館者導線に配慮し、複数設ける。 ・出入口付近に、独立でスペースを設ける。 ・メインの出入口に予約資料受取ボックス、ブックポスト・ブックリターンカートを設ける。 ・出入口及び風除室はエントランスに設置の監視カメラで確認できるようにする。 ・来館者数を適切に計測できる設備をそれぞれの一般利用者出入口に設ける。	－	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	－	－	200	－	－	－	○必要－不要	○必要－不要	－	－	・視用 ・事業者用 ・利用者用	○必要－不要	○	－	○必要－不要	・プロジェクター ・モニター ・デジタルサイネージ等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	Ⅰ水消火可Ⅱ水消火不可	Ⅰ
総合受付	適宜	適宜	－	Ⅰ	○	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅰ	拠点全体の案内や情報発信等を行う。	・１階に設ける。 ・総合受付・エントランスを隣接させる。 ・メインとなる一般利用者出入口からの視認性に配慮する。 ・来館者のチケット販売カウンターを併設させる。 ・総合受付及び来館者チケットカウンターの各業務を適切に行える大きさを確保したカウンターのサイズとする。 ・チケット販売の行列に配慮し、十分な入溜まりスペースをカウンター前に設ける。	－	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	－	－	500	－	－	－	○	○	－	○（視用）（事業者用）（利用者用）	○	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
エントランス	適宜	適宜	－	Ⅰ	○	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅰ	３館の相互利用や利用者の相互交流を促進する。	・１階に設ける。 ・総合受付・エントランスを隣接させる。 ・来館者の相互交流を促進するスペースや来館者の誰もが居心地よく過ごすことができる休憩スペース、各館における展示やイベント・催し等を効果的に紹介できる情報発信スペース（ポスター掲示やデジタルサイネージ）を設ける等、整備構想の基本理念やコンセプトを体現するエリアとする。 ・外構と一体性・連続性のある空間とするとともに、各館への来館の期待感を高め、来館を促進する等、整備構想の基本理念やコンセプトを体現する空間とする。 ・各館への移動の待合や悪天候時の退避空間として、十分な滞留スペースを確保する。	－	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	－	－	500	－	－	－	○	－	－	○（視用）（事業者用）（利用者用）	○	○	－	－	○	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
コインロッカー置き場	適宜	適宜	－	Ⅰ	－	－	－	Ⅰ	Ⅱ		・総合受付や各館との導線に配慮する。 ・多様な来館者の利用に耐え得るよう、必要な数・サイズを設ける。	－	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	－	－	200	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
来館者用トイレ	適宜	適宜	－	Ⅰ	－	－	－	Ⅰ	Ⅱ		・各階に男女別に設置するほか、多目的トイレを設置する。 ・法令に基づいたトイレ計画とするとともに、各階の男女それぞれのトイレに、ベビーチェア及びベビーベッドを１つ以上ずつ設ける。 ・美術館、図書館、文書館の他、講堂利用者等の利用も想定した適切なトイレ器具数を確保する。 ・照明と換気扇は人感センサーにより点滅できる仕様とする。	－	－	研究室	－	－	200	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	Ⅰ	Ⅰ
EVホール	適宜	適宜	－	Ⅰ	－	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅱ		・出入口やエントランスからの視認性に配慮する。 ・大規模な展示やイベント開催時に対応できる十分な滞留スペースを設ける。	－	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	－	－	500	－	－	－	○	－	－	○（利用者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
教育・普及																																								
講堂	300	適宜	－	Ⅰ	－	Ⅰ	－	Ⅱ	Ⅱ	講演会やミニコンサート等を行う。	・エントランスからの導線に配慮する。 ・200名程度を収容できる広さとする。 ・座席は可動とし、フラットな室としても使用可能な設備とする。 ・多様な規模、内容の講演会等に対応でき、様々な利用形態に対応できる最新鋭の映像・音響・照明機器を備える。 　想定される設備 　　マイク・スピーカー、スクリーン・プロジェクター・WEB力メラ、マイクスタンド 　　グランドピアノ、演台、多目的台。 ・熟点の収蔵品・借用作品等の搬入経路とは別で一般の方が講堂に作品搬出入を行える出入口及び作品動線を確保する。 ・大型の美術作品が搬入できるよう、W500mH500以上の出入口を１つ以上設ける。 ・室の位置、照度の設置、T-1～T-2 以上（JISA4702-2:2000 による）の遮音性を有するドアセットの使用等の組合せにより音声の漏洩を防止する。 ・D-50以上の遮音等級を確保することにより、騒音の影響を低減させる。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は劇場・多目的ホールの２級相当【N-35】の性能を有すること。 ・暗幕カーテン等により、遮光にも対応できる仕様とする。	－	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	－	○	300	90以上	－	－	○	○	－	○（視用）（事業者用）（利用者用）	○	○	－	－	○	○	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	－	－	Ⅰ	Ⅰ
楽屋	15	2.7	－	Ⅱ	－	Ⅰ	－	－	Ⅱ		・講堂に隣接させる。 ・講堂を利用する際に、楽屋や控室として使用できる設備（机・椅子、鏡・ミラーライト、洗面台等）を設置する。 ・カーテン等を用いて、着替え用のスペースを確保する。	－	－	研究室	Ⅰ	○	300	－	－	－	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	○	－	Ⅰ	Ⅰ
講堂用倉庫	20	2.7	－	Ⅱ	－	－	－	－	－		・講堂に隣接させる。 ・講堂で使用する設備を適切に保管できる設えとする。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	－	200	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
多目的室	180	適宜	－	Ⅰ	－	Ⅰ	－	Ⅱ	Ⅱ	研修、会議、講座、ワークショップ等、多様な用途で使用する。	・100名程度を収容できる広さとする。 ・柔軟な利用ができるよう展示壁にもなる移動間仕切り壁で部屋を３分割以上できる仕様とする。 ・研修や会議等の様々な使用形態に対応できるスペースとする。 ・学校の団体見学等において、休憩等の際に使用できるようにする。	－	－	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	○	500	80以上	－	－	○	○	－	○（視用）（事業者用）（利用者用）	○	○	－	－	○	○	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
多目的室用倉庫	20	2.7	－	Ⅱ	－	－	－	－	－		・多目的室に隣接させる。 ・多目的室で使用する設備を適切に保管できる設えとする。	－	－	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	－	200	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	Ⅰ	Ⅰ
アメニティ																																								
ショップ	適宜	適宜	－	Ⅰ	○	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅲ	３館の利用者以外も利用できるなど、多様な利用形態に対応する。	・エントランスからの導線に配慮する。 ・来館者の誰もが利用できる位置に設ける。 ・想定参考面積：70㎡	－	－	令第85条の店舗の売場	－	○	500	－	－	－	○	○	－	○（利用者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	－	－	Ⅰ	Ⅰ
カフェ・レストラン	適宜	適宜	－	Ⅰ	○	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅰ	３館の利用者以外も利用できるなど、多様な利用形態に対応する。	・エントランスからの導線に配慮する。 ・来館者の誰もが気軽に立ち寄れ、ゆったりと時間を過ごせる空間を確保する。 ・カフェ・レストラン内の匂いや音がエントランス等に拡散しないよう、配置計画及び設備計画（空調・換気）を考慮する。 ・衛生管理のため、厨房への動線は、一般利用者と区別された専用出入口を設ける。 ・熟点とは独立した運用が行えるようなセキュリティ計画とし、外部から直接アプローチ可能な出入口を設ける。 ・カフェがレストランを兼ねるなど、２つの機能を備えるような形態も可。 ・想定参考面積：230㎡	－	－	令第85条の店舗の売場	－	○	300	－	－	－	○	○	－	○（利用者用）	－	○	－	－	－	○	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
キッズスペース	80	適宜	－	Ⅰ	○	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅰ	子ども、乳幼児を連れた利用者等が、安心して利用できる設備とする。	・エントランスからの導線に配慮する。 ・授乳室・オムツ替え室・子供用トイレと近接させる。 ・子ども連れの来館者が気軽に利用できるオープンな空間とするとともに、音のゾーニングにも配慮する。 ・各館への来訪の動機付けとなる芸術性の高い絵本や鑑賞教材を配置する。 ・靴脱ぎの利用を想定する。	－	掃除が容易なものとする安全面に特に配慮した床材とする	令第85条の劇場等（その他の場合）	－	○	500	－	－	－	○	－	－	○（利用者用）	－	○	－	－	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	Ⅲ	－	－	Ⅰ	Ⅰ
授乳室・オムツ替え室・こども用トイレ	30	適宜	－	Ⅰ	－	Ⅰ	－	Ⅰ	Ⅱ		・「赤ちゃんの駅」機能を持つ。 ・授乳室、オムツ替え室、こども用トイレはそれぞれ隣接して設け、キッズスペースに近接した位置とする。 ・授乳室は隣接して複数室設けることとし、共通の授乳室前室を設ける。 ・授乳室前室には、ミニキッチン、飲用用温水器を設ける。 ・授乳室には授乳を行える椅子、ベビーチェアを設ける。 ・おむつ替え室は、おむつ交換台、着替え台を設ける。 ・こども用トイレにはこども専用の衛生器具を設ける。	－	掃除が容易なものとする安全面に特に配慮した床材とする	研究室	－	○	200	－	－	－	○	－	－	○（利用者用）	－	○	－	○	－	－	Ⅰ	概ね26℃50%	概ね22℃40%	Ⅰ	－	○	－	○	○	Ⅰ	Ⅰ

共通																																										
室名	基本的な性能											建築					電気設備														機械設備											
	面積目安	天井高目安	耐火	防犯	監視カメラ	湿度管理	重要文化財対応	音環境（公開のみ）	飲食（公開のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度lx	照明演色性Ra	発電回路の割合（照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送音量調節	TV	インターホン・トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調（上：温度）（下：湿度）	冬季空調（上：温度）（下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	㎡程度	m以上	Ⅰ防火扉 Ⅱ30分防火扉 Ⅲ2時間耐火扉	Ⅰ誰でも入れる Ⅱ職員のみ立哨された職員のみ	○設置	Ⅰ執務室レベル Ⅱ収蔵庫レベル	「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱」に文化財に関する公開を行う施設として指定された場合は防火対策の取り扱いを行う。	Ⅰ聞こえない程度 Ⅱ音が飲料のみ可 Ⅲ不可	Ⅰ可 Ⅱ要付飲料のみ可 Ⅲ不可					建築構造設計基準の提案（令和2年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課「表4.1 機能別重」による区分）	―鍵なしレベル Ⅰ―一般利用可 Ⅱ―職員のみ Ⅲ―貸与された職員のみ					○必要 ―不要	○必要 ―不要	○必要 ―不要	・情報 ・事業者用 ・利用者用	○必要 ―不要	※免除規定が適用される場合は省略可	○必要 ―不要	○必要 ―不要	・プロジェクター ・モニター ・デジタルサイネージ等		Ⅰ執務室程度 Ⅱ温湿度管理必要 ―空調不要			Ⅰ開館時間・執務時間 Ⅱ24時間	○必要 ―不要	○必要 ―不要	Ⅰ―粉塵0.15mg/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 HCHO（ホルムアルデヒド）：0.1mg/m3 NH3(アンモニア)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：30ppb以下 CH3CHO(アセトアルデヒド)：30ppb以下 熱源(有機酸)：40ppb以下 不揮(有機酸)：10ppb以下 Ⅱ―粉塵0.15mg/m3以下 CO：10ppm以下 CO2：1000ppm以下 HCHO：0.1mg/m3 NH3(アンモニア)：30ppb以下 HCHO(ホルムアルデヒド)：80ppb以下 CH3CHO(アセトアルデヒド)：30ppb以下 熱源(有機酸)：170ppb以下 不揮(有機酸)：10ppb以下 Ⅲ―建築物環境衛生管理基準による	○必要 ―不要 ×不可	○必要 ―不要 ×不可	Ⅰ執務室程度 Ⅱ室内（天井内含む）に給水管等配管不可	Ⅰ水消火可 Ⅱ水消火不可
【職員エリア】																																										
基本的機能																																										
通用口及び風除室	適宜	適宜	―	Ⅱ	○	―	―	―	―		・来館者導線と交錯しない位置に、来館者用入口とは別に職員用の通用口を設ける。	―	―	研究室	Ⅱ	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	―	―	―	Ⅰ	Ⅰ
事務室	560	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―	可能な範囲で共用し、職員間の連携や業務効率化を図る。	・館長室・応接室・事務室を近接させる。 ・情報員（事務・専門職含む）50人程度。事業者職員20人名程度が事務作業を行う。かつ、複数人で使用できる打合せスペースや、参考書籍等を置く物品棚、湘茶用食器棚、冷蔵庫等を置く給湯スペースも確保する。 ・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の2級相当【N-45】の性能を有すること。	○	―	研究室	Ⅱ	○	750	―	30%程度	○	○	○	○	○（情報）（事業者用）	○	○	○	○	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
給湯室	適宜	2.7	―	―	―	―	―	―	―		・事務室と近接させる。 ・ミニキッチンを設ける。	―	―	研究室	―	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	―	○	○	Ⅰ	Ⅰ
会議室	140	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―	可能な範囲で共用し、職員間の連携や業務効率化を図る。	・事務室と近接させる。 ・部屋を複数設けるなどは、人数に応じて部屋割り（レイアウト）を変更できるようにする。 なお、最も大きい部屋は、70名程度を収容できる広さとする。 ・会議室には、液晶画面を設ける。 ・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の２級相当【N-40】の性能を有すること。	○	―	研究室	Ⅱ	○	500	―	30%程度	○	○	○	―	○（情報）（事業者用）	○	○	○	―	○	○	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
館長室	60	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	―		・館長室・応接室・事務室を近接させる。 ・３部の館長がそれぞれ使用できるよう、部屋を３室設け、各室には複数人が対応可能な簡易な応接スペースを設ける。 ・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の２級相当【N-40】の性能を有すること。	―	―	研究室	Ⅲ	○	500	―	―	―	○	○	―	○（情報）（事業者用）	○	○	○	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
応接室	30	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―		・館長室・応接室・事務室を近接させる。 ・館長室では対応しきれない人数が訪れた際に対応可能な設備とする。 ・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の２級相当【N-40】の性能を有すること。	―	―	研究室	Ⅱ	○	500	―	―	―	○	○	―	○（情報）（事業者用）	○	○	○	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
倉庫・資材庫	適宜	2.7	―	Ⅱ	―	―	―	―	―		・事務室からの導線に配慮する。 ・参考書籍や備品、消耗品等を設置できる広さとする。	―	―	一般書庫、倉庫等	Ⅱ	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	―	―	―	Ⅰ	Ⅰ
更衣室	適宜	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―		・通用口から事務室への導線に配慮する。 ・男女別に設ける。 ・鍵付きロッカーがおける広さとする。	―	―	研究室	Ⅱ	○	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	―	―	―	Ⅰ	Ⅰ
職員用トイレ	適宜	2.7	―	―	―	―	―	―	―		・事務室からの導線に配慮する。 ・各階に男女別に設置するほか、多目的トイレを設置する ・照明と換気扇は人感センサーにより点滅できること	―	―	研究室	―	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	―	○	○	Ⅰ	Ⅰ
警備員室	適宜	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	―		・通用口と隣接させる。 ・通用口の受付を兼ね、県職員やSPC職員、委託業者等の入退出管理を行う。 ・搬出入口・トラックヤード（美術館）に近接させる。 ・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の２級相当【N-45】の性能を有すること。	―	―	研究室	Ⅲ	○	500	―	―	―	○	○	―	―	―	○	○	―	○	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
警備員控室※上記に含む											・警備員室と近接させる。 ・警備員控室と救護室は、一体的な設置、もしくは兼用も可能とする。			研究室																												
救護室	適宜	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―		・通用口からの導線に配慮する。 ・警備員控室と救護室は、一体的な設置、もしくは兼用も可能とする。 ・建築物の省エネ性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の２級相当【N-45】の性能を有すること。	―	―	研究室	Ⅲ	○	200	―	―	―	○	○	―	―	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
清掃員控室	適宜	2.7	―	Ⅱ	―	Ⅰ	―	―	―			―	―	研究室	Ⅱ	○	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	―	―	Ⅰ	Ⅰ
清掃用具倉庫※上記に含む											・清掃員控室と近接させる。			一般書庫、倉庫等																												
ゴミ集積所	適宜	適宜	―	Ⅱ	―	―	―	―	―		・ゴミ収集車の作業導線に配慮する。 ・屋内に設ける。 ・洗い場を設ける。 ・臭気が施設内外に拡散しないよう、配慮する。	―	水洗い可能な床面仕様とする	一般書庫、倉庫等	―	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	―	○	―	Ⅰ	Ⅰ
管理用廊下	適宜	適宜	―	―	―	Ⅰ	―	―	―			―	―	研究室	―	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	―	―	―	Ⅰ	Ⅰ
EVホール	適宜	適宜	―	―	―	Ⅰ	―	―	―			―	―	研究室	―	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	―	―	―	Ⅰ	Ⅰ
設備機械室（空調機械室、衛生機械室、消火ポンプ室）	適宜	適宜	―	Ⅱ	―	―	―	―	―			―	―	実況により算出する	―	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	―	○	―	Ⅱ	Ⅰ
収集・保存																																										
くん蒸室	60	4.0	Ⅰ	Ⅲ	―	Ⅱ	○	―	―	美術品や史料等のくん蒸を行う。	・１階に設置する。 ・くん蒸前一時保管庫（美術館）と近接させる。 ・搬入室（文書館）と隣接させる。 ・美術館搬出入口・トラックヤードや文書館搬入室との導線に配慮する。 ・テント式くん蒸を実施する。 ・テント式くん蒸に対応した、適切な排気を可能とする設備（ダクト等）を有する。 ・大型作品のくん蒸に対応できる面積・天井高を確保する。 ・窓は設けない。	―	―	研究室	Ⅱ	―	200	―	―	―	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	温度20±2℃ 湿度50±5%	温度20±2℃ 湿度50±5%	Ⅱ	―	○	Ⅱ	―	―	Ⅱ	Ⅱ
撮影室	100	2.7	Ⅰ	Ⅲ	―	Ⅱ	―	―	―	所蔵作品等の撮影を行う。	・小型の資料撮影にも対応できるよう、必要な撮影機材や照明器具等を備え、その収納スペースも確保する。 ・窓は設けない。	―	―	研究室	Ⅱ	―	500	90以上	―	―	○	―	―	○（情報）（事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね26℃ 50%	概ね22℃ 40%	Ⅰ	―	○	―	―	―	Ⅰ	Ⅰ
【屋外エリア】																																										
外構											・車両用出入口は、東側のみとする。 ・歩行者出入口は、東側・北側・西側に各１箇所ずつ以上設け、車と交錯の危険が少ない導線とする。 ・隣接する戸祭児童公園（宇都宮市）と連続した屋外空間を形成し、動線にも配慮する。 ・観光バス等が入構可能なゆとりのあるロータリーを設け、乗降スペースは屋根付きとする。 ・タクシー乗り場を設ける。 ・一般用駐車場を250台分以上、バス用駐車場を３台分以上、公用車用・職員用駐車場を30台以上設ける。 ・また、上記の台数の内数で、規定法令に応じた思いやり駐車場を設ける。 ・一般用及び公用車用・職員用駐車マスはW2.5m×D5m以上の大きさ、バス用駐車マスは大型観光バス駐車可能な大きさを確保する。 ・敷地内が、パックヤードに侵入しないようバリケード等を用いてセキュリティを行う。 ・公用車のタイヤ等の管理のための屋外資材置を別棟で設ける。 ・屋根付きの駐輪場を100台以上を設ける。 ・国旗等の掲揚台を設置する。 ・県民が憩える屋外スペースを計画する。また、様々な利用を想定し、外構の舗装にも配慮を行う。 ・屋外彫刻物を適切に配置する。 ・敷地周囲には植栽及びフェンスを設ける。 ・敷地内に外灯を設ける。 ・植栽や樹種選定は郷土柳の植生や気候風土に配慮する。 ・わかりやすさと安全に配慮した屋外サイン計画とする。																																										